

高校生等奨学給付金 事務処理手引き （第 1 2 版）

～福岡県外用～

本事務処理手引きは、「高校生等奨学給付金」の制度の概要及び支給に関する事務処理の手順等について記載したものです。本制度の趣旨を理解いただき、制度の周知及び生徒・保護者等の手続きに御協力を賜りますようお願いいたします。可能な限り、学校を経由して申請書等を提出いただきますようご協力をお願いします。

令和 7 年 5 月

福岡県人づくり・県民生活部

私学振興・青少年育成局私学振興課

【目次】

- 1 本制度の周知
- 2 申請書等の受領及び県への送付
- 3 支給決定通知書の送付
- 4 対象となる生徒の例外
- (以下別添)
- 5 資料
 - ・ 制度の概要チラシ
- 6 様式
 - ・ 高校生等奨学給付金支給申請書
 - ・ 申請者一覧
 - ・ 在学証明書
 - ・ 個人対象要件証明書

【お問合せ先】

〒812-8577

(※県庁専用郵便番号、住所記載不要)

福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局
私学振興課修学支援係

電 話：092-643-3139

FAX：092-643-3135

メール：shigaku-hojo@pref.fukuoka.lg.jp

1 本制度の周知

- ・「高校生等奨学給付金」は、別添「募集要項」に記載する「対象となる世帯」の保護者等に支給されます。
〔詳細は、支給要綱第3条及び支給要領第1、第2に規定しています。〕
- ・基本的に高等学校等就学支援金（新制度）の収入状況の届出において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯、又は、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に支給されます。
- ・授業料が免除されているため、高等学校等就学支援金の受給資格認定を受けていない生徒であっても、「対象となる世帯」であれば支給されます。
- ・貴校生徒の保護者等に対し、本制度の周知をお願いします。
- ・周知に当たりましては、別添「制度の概要チラシ」を御活用ください。
- ・また、福岡県庁ホームページにも情報を掲載しております。
〔 トップページ > 教育・文化・スポーツ > 学校教育 > 私立学校
(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/h26-shogakukyuhukin.html>) 〕
- ・なお、保護者等が福岡県外に在住する生徒につきましては、保護者等が在住する都道府県に申請する制度となっており、各都道府県において制度の詳細が異なります。

2 申請書等の受領及び県への送付

- ・申請者一覧は書面での送付及び電子メールでのデータ送信をお願いします。
- ・令和7年度の提出締切は以下のとおりです。（締切厳守）
 - ①新入生に対する一部給付の早期化： **6月13日（金）** ※家計急変含む
 - ②通常申請分： **8月29日（金）**
※秋入学など7月以降に入学することが定められている学校の入学者及び締切までに提出ができなかった保護者等のため、**11月28日（金）**まで受け付けます。
 - ③家計急変： **令和8年2月27日（金）**
※家計急変した時期によっては、給付金額が月割りとなります。

○必要書類

【通常申請】

※家計急変の場合は、通常申請時の必要書類に加えて、家計急変後の保護者等の収入状況が確認できる書類が必要です。詳細は次ページを御確認ください。

全世帯共通

・高校生等奨学給付金支給申請書

※保護者等の負担軽減のため、「学校名」や「学校の所在地」欄等については、学校で入力の上、保護者等に配付していただいて構いません。なお、「学校の種類・課程等」欄については、学校に御提出いただく奨学給付金申請者一覧と同様のリストから選択できるようにしておりますので、該当するものを選択の上、配付してください。

・振込口座登録申出書

(注意：口座名義人の対象は、原則、奨学給付金の申請者又は生徒本人のみです。)

※金融機関、口座番号、口座名義人(カタカナ)が分かる通帳(見開き部分)の写し等の添付が必要です。(ネットバンキング等の通帳がない口座を給付金支給口座に指定する場合は、口座情報が記載された書類を提出してください。)

※申請後に振込口座に変更(名義変更・解約・凍結等)が生じた場合は、給付金の支給ができませんので、速やかに御連絡ください。(学校から保護者等への通知文書にも併せて記載していただきますようよろしくお願いします。)

・在学証明書

※原則、当課が送付する様式を使用していただきますようよろしくお願いします。

※学校を経由せず申請書等を郵送する場合は、在学証明書の添付が必要です。

(例年、在学証明書の添付漏れが散見されますので、学校より周知していただく際には、併せて周知を徹底していただきますよう御協力をお願いします。)

区分に応じて必要な書類

◇A.生活保護受給世帯(生活保護受給世帯であって高校生等本人に係る生業扶助を受給している世帯)

・生業扶助の措置状況が分かる証明書

※7月1日時点の生業扶助の措置状況が確認できる証明書の添付が必要です。

※必ず基準日以降に発行するよう、保護者等への周知をお願いします。

なお、基準日より前に保護者等に通知いただく場合には、通知文書に注意事項として記載する等、ご協力をお願いします。

◇B.道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

・令和7年度住民税所得割が非課税であることが確認できる書類

※原則、課税証明書又は非課税証明書のみ提出書類として認めます。

◇C.専攻科の生徒であり、①道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯、②道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯、③道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯

・令和7年度住民税所得割が確認できる書類

※原則、課税証明書又は非課税証明書のみ提出書類として認めます。

・個人対象要件証明書

※専攻科修学支援金と同様に、作成をお願いします。

○新入生に対する一部給付の早期化(希望者のみ)

・添付する資料は、8月29日締切分と同様の書類です。

ただし、基準日を全て4月1月現在としますので、(非)課税証明書は令和6年度(令和5年1月～令和5年12月の収入を反映したもの)の提出が必要となります。

また、生活保護受給証明書は4月1日時点で生業扶助の受給状況が確認できるものとなります。(通常申請同様、基準日以降に発行されたものを提出してください。)

・4～6月分の申請となりますので、支給年額の1/4を支給します。

・7～3月分を申請するには、再度7月1日時点の書類を提出する必要があります。

【家計急変】

・住民税が課税されているが、災害等により収入が減少し、非課税世帯に相当する世帯が対象です。

※家計急変の場合は、下記の書類に加えて、通常申請時の必要書類が必要です。詳細は前ページを御確認ください。なお、家計急変の理由に関わらず、通常(早期)申

請と同じ課税年度の課税証明書の提出が必要となります。

- ・家計急変の申請先は、申請日の属する月の翌月（申請日が1日である場合は当該月）に保護者等が在住している都道府県となります。

全世帯共通

- ・家計急変後の保護者等全員の収入の状況が確認できる書類

（参照：申請書別添の「家計急変対象者であることの証明書類一覧表」）

※家計急変した方以外に保護者等がいる場合、その方の収入状況に関する書類の提出も必要となります。

※自営業者等、確定申告が必要な所得のある方については、申請書別添の収入状況申告書を提出してください。（税理士等が作成した残高試算表等の書類や、会計ソフト等で出力した書類がある場合は、その書類を提出していただいて構いません。）

※定年退職や自己都合の離職については家計急変の対象外です。

（自己都合退職については、申立書の内容を踏まえ個別に判断しますので、申立書には家計急変の内容を詳細に記載してください。また、その内容を証明する書類がある場合は、併せて提出してください。）

なお、家計急変事由が離職である場合、又は申請時点で無職である保護者等について、就職が確定している場合は、その時期について必ず記載してください。

- ・申立書

※家計急変事由等を確認するための書類です。

- ・家計急変対象者であることの証明書類一覧表

※審査において家計急変の確認書類を照合する際に使用します。

保護者等がチェックの上、併せて提出をお願いします。

- ・支給額について

(1)在校生の場合

※令和7年1月1日～令和7年12月31日の間に家計が急変した世帯が対象です。

- i) 7月1日までに家計急変が発生した者

→年額を支給

- ii) 7月2日以降に家計が急変した者

→急変日に応じた月割り額を支給

①急変日が2日以降：年額×（翌月～令和7年3月までの月数÷12か月）

②急変日が1日：年額×（当月～令和7年3月までの月数÷12か月）

(2)新入生早期の場合

令和6年1月1日～令和7年4月1日までに急変した世帯が対象です。

対象となった場合は、該当する区分の年額の4分の1を支給します。

令和7年4月2日以降に家計が急変した場合は、(1)在校生の場合を御確認ください。

提出期限は6月13日（金）です。（締切期限厳守）

- ・収入基準について

確認書類をもとに、家計急変発生後1年間の年収を推計し、所得割合算額の見込が非課税の世帯に該当するか判断する。

<所得割合算額が非課税相当の世帯の年収目安>

世帯構成	年収目安
3人世帯	2,216,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満
5人世帯	3,216,000 円未満

※年収は目安のため、該当していても対象外となる場合があります。

・年収見込額の推計等

- ・災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはしない。
- ・収入見込額には退職金等の一時的な所得のほか、失業手当や傷病手当等の非課税所得は含めないものとする。
- ・会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で年収を推計する場合は、次の計算方法によるものとする。

原則として、（3か月の平均給与月額×12月）＋賞与（見込）額

【学校指定の制服が災害等により毀損・喪失し、再購入の必要が生じた場合の奨学給付金の加算について】

- ・学校が着用を義務付けている制服を令和7年1月1日以降に発生した災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要となった場合、当該災害等につき1回に限り、81,000円を年間の支給額に加算することができます。
- ・加算分の基準日については、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあっては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日となります。
- ・加算対象となる要件は、①通常申請が住民税所得割非課税世帯（又は家計急変世帯）の支給対象であること、②加算分の基準日時点で生活保護（生業扶助）受給世帯でないこと、の2点を満たしていることとなります。
- ・通常申請時点と保護者等が異なる場合は、再度その保護者等で審査を行う必要があります。
- ・該当する生徒が発生した場合は、都度当課宛てにお問い合わせください。

3 支給決定通知書の送付

- ・県で審査した結果、振込予定日を記載した支給決定通知書（又は不支給決定通知書）を送付しますので、生徒の保護者等へ送付していただきますようお願いします。
- ・支給決定通知送付後、県から生徒の保護者等へ給付金を振り込みます。
- ・代理受領の場合、給付金は原則、高等学校等就学支援金と同様の口座に振り込みます。給付金を代理受領した場合は、速やかに当該年度の授業料以外の教育に必要な経費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費等）と相殺を行い、相殺通知書により保護者等に通知していただきますようお願いします。
- ・なお、生活保護受給世帯については、代理受領において相殺を行う際に、生活保護における生業扶助（高等学校等就学費）で措置される経費と重複しない授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費等）と相殺を行うよう御留意ください。

4 対象となる生徒の例外

【支給対象】

- (1) 福岡県私立高等学校等学び直し支援金の対象となる者
- (2) 秋入学など7月以降に入学することが定められている学校の入学者
この場合の内容審査は、7月1日現在の在籍状況ではなく当該入学時の在籍状況により確認します。
- (3) 7月1日現在、休学していたが年度内に復学した者
この場合の内容審査は、7月1日現在の在籍状況ではなく復学時の状況により確認します。

【支給対象外】

- (1) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている者

※未成年者の本人申請があった場合、里親の有無及び施設入所の有無を問い合わせますので、その内容について学校にて記載していただく等、事前の御協力を賜りますようお願いいたします。（生徒本人の記載では適切な書類とみなしませんので御注意ください。）

- (2) 他の都道府県又は教育委員会が支給する奨学のための給付金の支給対象となった者
(3) 保護者等の中に、対象年度の1月1日時点で海外に居住しており、住民税の課税情報が取得できない者がいる場合

【注意事項】

- (1) 道府県民税所得割額又は市町村民税所得割額の税額更正があった場合

増額の場合…高校生等奨学給付金の対象ではなくなるため、支給済みの場合は返還となります。

減額の場合…申請期間内に申請があれば高校生等奨学給付金の対象となります。

申請期間後に申請があった場合は、本県がやむを得ない理由があると認める場合に、支給の対象となります。

- (2) 支給対象外の者から申請がなされた場合

支給対象外の者は申請する必要はありませんが、学校に提出がなされた場合は、県へ送付していただきますようお願いいたします。